

通信省
(電気通信局)
通知

ニューデリー、2021年2月24日

主題：インドで製造する電気通信およびネットワーク製品を促進するための生産連動インセンティブ (PLI) スキーム

ファイル番号 13-01/2020—IC 1.背景

電気通信セクターは、経済成長を促進する上で極めて重要な役割を果たしている。テレコムは、デジタル接続とデジタルインドの主要なインフラストラクチャおよび主要なイネーブラーである。上記の文脈において、インドでの電気通信製品の製造を奨励することが必要かつ望ましい。

2. 目的

Production Linked Incentive (PLI) スキームは、インドでのテレコムおよびネットワーク製品の製造を促進する。したがって、「Make in India」を奨励するために、国内製造業を後押しし、通信およびネットワーク製品のターゲットセグメントへの投資を誘致するための金銭的インセンティブが提案されている。このスキームはまた、「Made in India」の通信およびネットワーク製品の輸出を後押しすることが期待されている。

3. ターゲットセグメント

スキームに基づくサポートは、付録 1 (Annexure 1) に記載されているように、インドで特定の通信およびネットワーク製品の製造に従事する企業/エンティティに提供される。

4. 適格性

4.1 適格性は、4年間の累積増分投資の最小しきい値の達成、および基準年の税控除後の製造品の増分販売(取引品とは異なる)の対象となる。累積投資は、4年間に規定されている年間累積しきい値が満たされていることを条件として、一度に行うことができる。申請者は、インセンティブの支払いの対象となるために、すべての最小しきい値条件を満たすことが期待される。会社/事業体は、最小の増分投資および販売のしきい値を満たすために、単一または複数の適格な製品に投資する場合がある。このスキームには、2017年のFDI政策サーキュラーで定義されている委託製造業者も含まれる。

- 4.2 MSME の場合は 1 億ルピークローレ、その他の場合は 10 億ルピーの最小投資しきい値がある。土地および建物の費用は投資として計算されない。
- 4.3 この PLI スキームに基づく受益者は、中央政府の他の PLI スキームに基づく同じ製品の利益を享受する資格がない。ただし、PLI スキームに基づく適格性は、州/ UT 政府によって実施されている他のスキームに基づく適格性に影響を与えない、その逆も同様である。
- 4.4 予算支出の上限が固定されているため、受益者の総数は制限される。受益者は透明性のあるメカニズムを通じて決定され、スキームガイドラインに従って所轄官庁によって最終決定される。各受益者は、インセンティブの対象となるために、付録 2 (Annexure 2) に示されている表の列 C に従って、基準年の最小増分純売上高基準を満たす必要がある。各受益者に与えられるインセンティブの額も、表の列 D に従って、または権限を与えられた秘書グループ (EGoS) によって決定されるように、上限がある。

5. 基準年

2019—20 会計年度は、税控除後の製造品の累積増分売上高を計算するための基準年として扱われる (貿易品とは異なります)。受益者メーカーの生産に関するベースライン情報を収集して、基準年の累積増分生産を推定および検証する。

6. スキームの保有期間

スキームは 2021 年 4 月 1 日から有効になる。投資は 4 年間で行われることが許可され、適格な増分年間しきい値を条件として、スキームに基づくサポートは 5 年間提供されるものとする。

7. レビューと監視

内閣官房長官が議長を務める権限を与えられた秘書グループ (EGoS) は、PLI スキームを監視し、スキームに基づく支出の定期的なレビューを実施し、支出が所定の支出内に収まるように適切な措置を講じる。電気通信局は、スキームガイドラインを完成させて通知する。EGoS は、内閣の承認の範囲内で、スキームガイドラインの修正を実行して、現場での実装を成功させることができる。スキームへの申請者の選択は、電気通信局によって行われる。

8. インセンティブ支出

PLI スキームは、5 年間のスキームの実施について、1. 2195 億ルピーのみ (12,195 クロールピーのみ) の全体的な財政的制限内で実施される。

9. 適用されるインセンティブ

MSME に適用されるインセンティブの割合は、基準年の対象となる売上に対して、1年目と2年目で7%、3年目で6%、4年目で5%、5年目で4%になる。MSME 以外のカテゴリの場合、適用されるインセンティブの割合は、基準年の対象となる売上に対して、1年目と2年目で6%、3年目と4年目で5%、5年目で4%になる。インセンティブは、年間投資目標が達成されたことを条件に与えられる。

10. 会社ごとのインセンティブ

会社ごとのインセンティブは、上記の第 4.4 項の表に示されているように（または EGoS が時々決定したように）上限そして累積投資基準も満たす会社を条件として、税金、割引、手数料などを差し引いた製造完成品の販売に適用され（取引品とは異なるものとして）。各申請者に可能なインセンティブの合計は、申請時にコミットされた総投資額に基づいて制限される。これは、承認段階で申請者に通知される。

RAJESH KUMAR PATHAK, 副局長 (IC) (Dy. Director General)

付録 1 (Annexure 1)

特定のテレコムおよびネットワーク製品

S. No	商品の説明
1	コア伝送装置
	高密度波長分割多重 (DWDM)、光トランスポートネットワーク (OTN)、マルチサービスプロビジョニングプラットフォーム (MSPP)、同期デジタル階層 (SDH)、パケットトランスポートネットワーク (PTN) /マルチプロトコルラベルスイッチング (MPLS)、ギガビットパッシブ光ネットワーク (GPON) /次世代パッシブ光ネットワーク (NG-PON) 光回線端末 (OLT)、デジタルマイクロ波無線
2	次世代無線アクセスネットワークおよびワイヤレス装置
	4G /ロングタームエボリューション (LTE) 無線アクセスネットワーク (RAN) 基地局およびコア機器; 5G RAN 基地局およびコア機器; エッジおよびエンタープライズ機器; アクセスおよびバックホールにおける無線通信機器

S. No	商品の説明
3	アクセスおよび顧客宅内機器 (CPE)、IoT アクセスデバイスおよびその他の無線機器
	ユニファイドコミュニケーションプラットフォーム、IP マルチメディアサブシステム、ソフトスイッチ、GPON 光ネットワーク端末 (ONT)、ワイヤレスフィデリティ (Wi-Fi) アクセスポイントおよびコントローラー、LTE CPE、5G CPE、短距離デバイス、および関連する電子機器 m 4G / 5G などの新技術/ファイバートゥザホーム (FTTH) など
4	エンタープライズ機器 : スイッチ、ルーター
	スイッチ、ルーター、インターネットプロトコル (IP)、パケット交換およびルーティング装置
5	その他の製品-EGoS によって決定されたとおり

付録 2 (Annexure 2)

テレコムおよびネットワーキング製品の適格性しきい値基準

年	増分販売について提案されたインセンティブ率	累積投資 (土地と建物を除く)	基準年で税控除後の製品の最小増分売上高	基準年で税控除後の製品の最大増分売上高
	(A)	(B)	(C)	(D)
MSMEs-投資 Rs の最小しきい値 1 億ルピー				
1	7%	X の 20%以上	3*(X の 20%)	20*(X の 20%)
2	7%	X の 40%以上	3*(X の 40%)	20*(X の 40%)
3	6%	X の 70%以上	3*(X の 70%)	20*(X の 70%)
4	5%	X 以上	3*X	20*X
5	4%		3*X	20*X
MSMEs の他-投資の最小しきい値 10 億ルピー				
1	6%	X の 20%以上	3*(X の 20%)	20*(X の 20%)
2	6%	X の 40%以上	3*(X の 40%)	20*(X の 40%)
3	5%	X の 70%以上	3*(X の 70%)	20*(X の 70%)
4	5%	X 以上	3*X	20*X
5	4%		3*X	20*X
ここで、X =会社/エンティティによる 2021 年から 22 年までの 4 年間一定期間のコミット済み総投資 (MSME の場合は最低 1 億ルピー、その他の場合は 10 億ルピー)				
MSMEs =インド政府によって定義されたマイクロ、中小企業				

インド政府の印刷局によってアップロードされた。ニューデリー、マヤプリ、リングロード、アプレスでの印刷の概要-110064

出版物管理者によって発行されたデリー-110054。 アロク・クマール (ALOKKUMAR) デジタル署名

